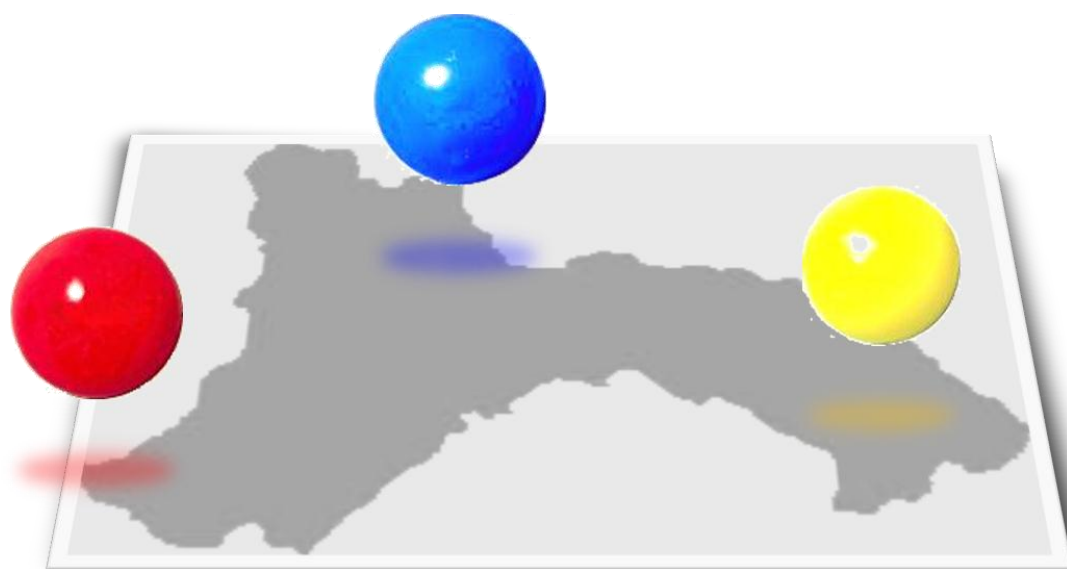


新・相模原市支援教育推進プラン

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実をめざして



相模原市教育委員会

ごあいさつ

本市においては、平成8年に「相模原市障害児教育推進プラン」、平成18年には「相模原市支援教育推進プラン」を策定し、支援教育の推進に取り組んでまいりました。

その間、社会ではインクルージョンの考えが浸透し、各学校においては、児童・生徒の多様なニーズが認識されるようになり、一人の児童・生徒に対して、様々な関係機関のサポートが実施されるようになりました。一方で、その連携のあり方や一貫した支援等、検討しなければならない課題も出てまいりました。

これらの課題を解決するためには、支援体制の充実や教職員の資質向上を図るとともに、関係機関等とのより充実した連携が望まれます。周囲の大人たちが協力して、児童・生徒一人ひとりの特性や様々な教育的ニーズを丁寧に見極め、共有し、成長過程に応じた指導や支援に継続して取り組める体制づくりに努めていく必要があります。

このような状況の中、平成22年に、相模原市支援教育推進プラン改定委員会を設置し、これまで取り組んできた施策の成果と課題を踏まえ、様々な教育的ニーズのある児童・生徒への一貫した支援を実現するため、検討を重ねてまいりました。

ここに策定いたしました「新・相模原市支援教育推進プラン」は、「相模原市教育振興計画」のもと、支援教育に関する本市の施策の方向性を市民の皆様や教育関係者にお示しし、ご理解とご協力をお願いするものです。今後は本プランで示した施策の方向性を具体化し、その実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、本プラン策定にお力添えいただいた皆様方に、心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

相模原市教育委員会

【目 次】

I 新・相模原市支援教育推進プランの概要

1 新・相模原市支援教育推進プラン策定の趣旨	2
（1）本市の取組	2
（2）国と県の動向	4
（3）新・相模原市支援教育推進プランの策定に当たって	5
2 計画の概要	6
（1）計画の位置付け	6
（2）計画期間	6
（3）進行管理	6

II 基本的な考え方

1 推進目標	7
2 基本方針	7
3 成果指標	8
4 新・相模原市支援教育推進プランの体系等について	10

III 施策の方向と主な施策

1 支援教育の充実	13
（1）通常の学級における支援教育の充実	14
（2）特別支援学級における支援教育の充実	16
2 支援体制の充実	17
（1）支援教育の体制整備	18
（2）校内支援体制の構築	19
（3）相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実	20
3 教育環境の充実	21
（1）施設・設備の充実	22
（2）人的支援の充実	23
（3）登下校の送迎・放課後支援の充実	24
4 新・相模原市支援教育推進プラン前期計画進行表	25

IV 資料

1 支援シートⅠ、Ⅱ	27
2 個別の指導計画（小学校）（中学校）	29
3 データ	31
4 用語解説（50音順）	34

本プランに記載してある用語のうち専門的な用語については、本文中で「*」マークで示し、巻末で解説しています。
なお、用語解説では、これらを50音順に整理してあります。

I 新・相模原市支援教育推進プランの概要

1 新・相模原市支援教育推進プラン策定の趣旨

(1) 本市の取組

本市では、児童・生徒が成長の過程で共に学び合い、理解し合い、誰をも包み込むという*インクルージョンの理念を踏まえ、平成18年3月に「相模原市支援教育推進プラン」（以下「推進プラン」といいます。）を策定しました。

この5年間、当該推進プランをもとに3つの基本方針に基づき、様々な施策に取り組んできました。

<「相模原市支援教育推進プラン」に基づく施策の主な成果と課題>

基本方針	基本施策	成果と課題
1 支援体制の 確立	(1)*支援教育の体制整備	<p>*就学相談については、保護者のニーズが増すとともに、その相談内容も多様化し、件数は年々増加傾向にあります。そのため、平成20年度には専門部会の回数を17回（平成19年度に比べ2回増）に、*就学指導委員会の年間開催回数を6回（平成19年度に比べ1回増）にし、保護者の考え方や意見を尊重しながら適切な就学をめざす相談や指導の充実を図ってきました。</p> <p>就学前の相談相談・支援機関での支援により就学指導委員会の協議件数は増加してきましたが、就学前の具体的な相談や支援を就学先へつなぎ、児童・生徒の成長過程に即した支援体制をつくるのが課題になっています。</p>
	(2) 専門家チームの設置	<p>平成20年度に学識経験者、医師、心理士等、教育、医療、福祉の専門性を有する関係機関による効果的な情報連携と行動連携を図ることを目的として*相模原市支援教育ネットワーク協議会を設置し、支援を必要とする児童・生徒への望ましい教育的対応についての指導助言、連携の在り方などについて協議を重ねてきました。</p> <p>平成22年度には、2つの作業部会「就学前支援部会」と「学齢期支援部会」を設置し、支援シートや就学指導委員会、支援教育の研修充実に関する協議を行っています。</p> <p>今後さらに支援の在り方等について、医療機関</p>

		等との具体策の協議が必要になってくると考えます。
	(3) 校内支援体制の構築	<p>平成19年度に全市立小・中学校に*校内委員会を設置し、さらに*支援教育コーディネーターを配置しました。現在、各学校において校内支援に工夫して取り組んでいます。その取組には差があるのが現状です。また、校内だけでは対応が難しくなり、学校外の機関との連携が必要な場面も増えてきています。</p> <p>そのため、支援教育コーディネーターが、その職務に専念するための環境整備や専門性を高めるための研修の充実が求められるとともに、支援教育コーディネーターが中心的役割を果たす、外部機関を含めた*ケース会議の実施が求められています。</p>
	(1) 通常の学級における支援教育の体制整備	<p>通常の学級では、児童・生徒の実態把握に努め、一人ひとりの*教育的ニーズに合わせて様々な場で支援教育が行われています。一方で、進学等の節目などにより、継続的な指導や支援が難しいことがあります。</p> <p>また、就学相談を通して支援シートを作成し、学校と相談している保護者も増えてきてはいますが、十分に活用されていないのが現状です。今後、支援シートの周知と効果的な活用が望まれます。</p>
2 支援教育の充実	(2)*特別支援学級における支援教育の体制整備	<p>自らの力で通学が困難な特別支援学級の児童・生徒の送迎は基本的に保護者が行っていますが、保護者の事情等で送迎できない場合があり、相談を受けてきました。</p> <p>今後は福祉事業等と連携し、送迎支援の充実とシステム化について考えていく必要があります。</p> <p>さらに、放課後に家庭内で過ごすことが多く、放課後支援の充実が望まれています。</p>
	(1) 特別支援学級の全校設置	<p>平成22年4月現在の特別支援学級設置率は、小学校95%、中学校86%となりました。学区の学校に特別支援学級が設置されたことにより、児童・生徒はより安全に通学することができるのと同時に、自分の住む地域で教育を受けられるようになりました。</p> <p>児童・生徒の増加により教室の確保が難しい学校もありますが、状況を見据え、条件を整えながら今後も全校設置に向けて取り組んでいく必要があります。</p>
3 教育環境の充実	(2) 教育的ニーズに対応する*通級指導教室・特別支援学級の設置	<p>小・中学校の通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して個々の障害の状況に応じた特別の指導を特別の場所で行うために、通級指導教室を増設してきました。</p> <p>平成18年度には自閉症・情緒障害通級指導教室（サポートルーム）を小・中各1校（弥栄小学</p>

		校・上鶴間中学校) ずつ設置しました。 さらに、平成22年度には中野小学校に*きこえとことばの教室を設置しました。現在、きこえとことばの教室は小学校5校(南大野小学校・桜台小学校・橋本小学校・並木小学校・中野小学校)に設置されています。
	(3) 教育環境、施設、設備の充実	学校からの施設要望に基づき、特別支援学級の教室環境の改善や、施設のバリアフリー化に取り組みました。今後も継続して取り組んでいく必要があります。
	(4) *介助員、指導補助員等の配置	通常の学級に在籍し、*発達障害等で不応を起している児童・生徒に対する支援として*支援教育学習指導補助員を配置しました。 平成19年度には30校30人を配置したところ、きめ細かな対応により、生活や学習が落ち着いてできるようになったなどの成果を受け、平成20年度には70校70人を配置し、現在に至っています。 支援教育学習指導補助員の効果は高く、さらなる充実が求められています。

* 相模原市支援教育推進プラン中「障害児学級」の表記は「特別支援学級」に置き換えて表記しています。

(2) 国と県の動向

■国の動向

平成19年4月に「*特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

さらに平成22年3月に、文部科学省の「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」は審議経過報告の中で、小・中学校において特別支援教育を推進することや、特別支援教育担当教員等の専門性を高めることなど、特別支援教育のさらなる充実を図るための検討の方向性や課題について整理しています。

また、平成20年4月3日、国際連合総会において決議され20か国の署名によって成立した「*障害者権利条約」の批准に向け、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」が置かれ、平成22年1月に「*障がい者制度改革推進会議」が設置され、同年6月には制度改革の具体的内容が閣議決定されました。

文部科学省では、障害者権利条約の理念を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」を設置し、体制面、財政面を含めた特別支援教育の在り方について、平成22年12月に、*インクルーシブ教育システムの構築に向けての基本的方向性を示しました。

■県の動向

神奈川県は「共に学び共に育つ教育」という基本方針を立て、インクルージョンの実現に向けて取り組んでいます。その中では、従来の障害児教育の延長線上ではなく、「全ての子どもたちが今いる環境の中でのびのびと生活するために、学校としてどのような支援が必要なのか」という考えから、国の「特別支援教育」に対して「支援教育」を提唱しています。

(3) 新・相模原市支援教育推進プランの策定に当たって

本市の支援教育は「児童・生徒一人ひとりがみんな、楽しく、いきいきと学んでいる姿」をめざしています。児童・生徒一人ひとりが楽しく、充実した学校生活を送ることができるように、支援を必要とする子どもの教育的ニーズは尊重されなければなりません。

近年、各学校では児童・生徒の多様な教育的ニーズが認識されるようになったこともあり、支援を必要とする児童・生徒数は増加しています。また、支援教育や福祉の充実などに伴い、一人の児童・生徒に、複数の相談機関がサポートするようになり、その連携の在り方や一貫した支援などについて整理する必要もあります。さらに、障害のみならず、心の問題のある児童・生徒や日本語が不自由なことにより学習等に困難を抱える児童・生徒などへの対応も必要となってきました。

これらの状況に対応するためには、支援体制の充実や教職員の資質向上を図るとともに、関係機関等とのより充実した連携が望まれます。周囲の大人たちが協力して、児童・生徒一人ひとりの特性や様々な教育的ニーズを丁寧に見極め、共有し、成長過程に応じた指導や支援に継続して取り組める体制づくりに努めていく必要があります。

そのような中、効果的で一人ひとりに応じた指導や支援ができる多様な学びの場を用意し、共に学び、共に育つインクルージョンの理念のもと、児童・生徒が持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服することができるよう取組を進めることは、支援の必要のある児童・生徒に対する教育の質的向上につながるとともに、障害等の有無に関わらない全ての児童・生徒の確かな学力と豊かな心の育成に資するものです。

したがって、本プランでは、その対象を単に支援を必要とする児童・生徒に限らず、児童・生徒一人ひとりと考え支援教育に取り組んでいきます。

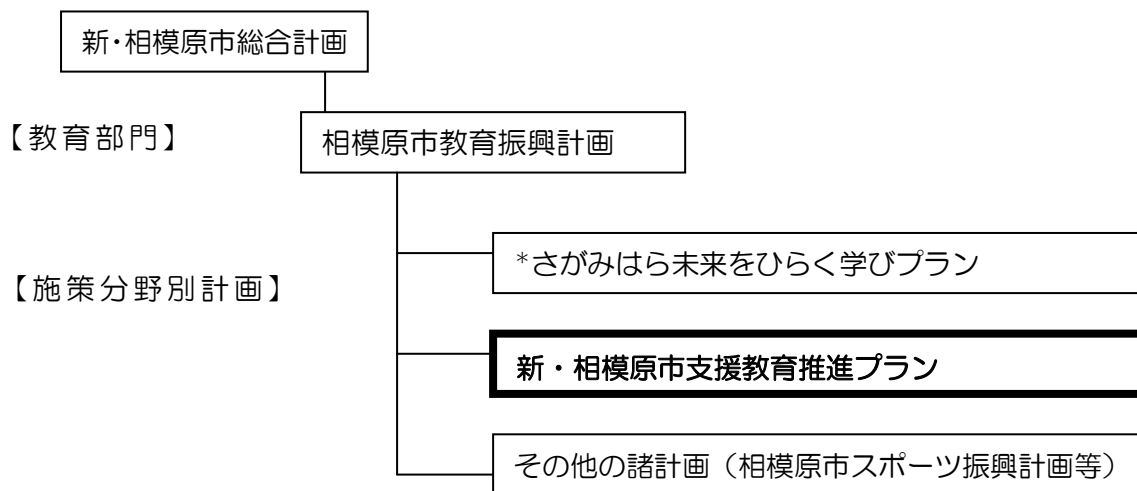
教育的ニーズは様々です。本プランは、従来の推進プランの目標及び理念を継承し、今まで取り組んできた施策の成果と課題を踏まえ、本市のめざす支援教育の在り方や具体的施策の方向性を明らかにし、一人ひとりの教育的ニーズのある児童・生徒への一貫した支援を実現させるため、策定するものです。

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本プランは、「*新・相模原市総合計画」の教育における部門別計画である「*相模原市教育振興計画」の施策分野別計画として位置付けるものです。

なお、プランの推進に当たっては、福祉部門の計画で関連のある「*相模原市障害者福祉計画」との整合を図っています。



(2) 計画期間

本プランでは、平成23年度から平成31年度までの9年間の本市における支援教育の基本的方向を示します。

また、主な施策については、めまぐるしく変化する支援教育を取り巻く環境に対応していくため、3年間の計画を示します。

(3) 進行管理

本プランは、相模原市支援教育ネットワーク協議会において、評価と進行管理を実施していきます。

Ⅱ 基本的な考え方

1 推進目標

『児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて

適切な支援を行います。』

誰をも包み込むというインクルージョンの理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒が成長の過程で共に学び共に育つ教育の実現をめざします。

2 基本方針

基本方針1 支援教育の充実

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズによって、様々な学び方があります。通常の学級において、*ユニバーサルデザインの視点に立った学級づくり・授業づくりを行うとともに、特別支援学級において、個に応じた支援を充実させていきます。

基本方針2 支援体制の充実

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な支援を行うため、学校における支援体制を確立するとともに、関係機関等との専門性を生かした連携を進めていきます。

基本方針3 教育環境の充実

児童・生徒の学びを充実させるための教育環境の条件整備をしていきます。さらに、障害のある児童・生徒と保護者を支えるために、放課後や登下校時の送迎支援を含めた支援体制の構築をめざします。

3 成果指標

基本方針1 支援教育の充実

成果指標	単位	平成21年度	平成31年度
支援シートを作成している小・中学校の割合	%	84.5	100

〈指標の説明〉

支援シートを作成する必要がある児童・生徒が在籍する学校において、支援シートが実際に作成され、次の進路先に引き継ぎ、指導や支援に生かす役割を果たしているかを測ります。

本市では、各学校が保護者と話し合いながら作成する支援シートは、*個別の教育支援計画の一部であると捉えています。支援シートを活用することにより、支援の必要な子どもに関係する人たちが、本人のライフステージに沿った継続的な支援をすることができます。

今後、指導や支援が次の進路先に引き継がれ、支援シートとしての役割を果たしていくことができるようより一層、取り組んでいきます。その為に、保護者や関係者にとってより使いやすく、わかりやすい支援シートの書式を検討するとともに、保護者や学校に対する周知の場や方法を改善していきます。

基本方針2 支援体制の充実

成果指標	単位	平成21年度	平成31年度
支援教育コーディネーターが中心となり、関係機関、専門機関、保護者との連絡調整等を行った小・中学校の割合	%	88.0	100

〈指標の説明〉

各学校の支援教育コーディネーターが校内支援体制の中心的役割を果たしているかどうかを測ります。

校内支援体制を構築することは、支援の必要な子どもの教育的ニーズを見極め、適切な支援を展開するために重要です。具体的には、支援教育コーディネーターが校内関係職員、専門性を有する外部機関関係者、保護者等と、情報を共有する

とともに、対応を検討し、誰がいつまでに何を行うかなど、役割分担を確認していきます。

今後、支援教育コーディネーターが校内支援体制構築の中心的役割を果たしていけるよう、研修の充実や職務に専念できる環境整備に努めていきます。

基本方針3 教育環境の充実

成果指標	単位	平成22年度	平成31年度
知的障害学級と自閉症・情緒障害学級が設置されている小・中学校の割合	%	90.8	100

〈指標の説明〉

市立小・中学校における知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の設置の状況を捉えることで、教育環境の充実が図られているかを測ります。

現在、居住地の学校に知的障害学級、自閉症・情緒障害学級が設置されていない場合、該当児童・生徒は学区外の学校に通っています。特別支援学級に在籍する児童・生徒が増加傾向にある中、知的障害学級と自閉症・情緒障害学級の全校設置に取り組みます。

4 新・相模原市支援教育推進プランの体系等について

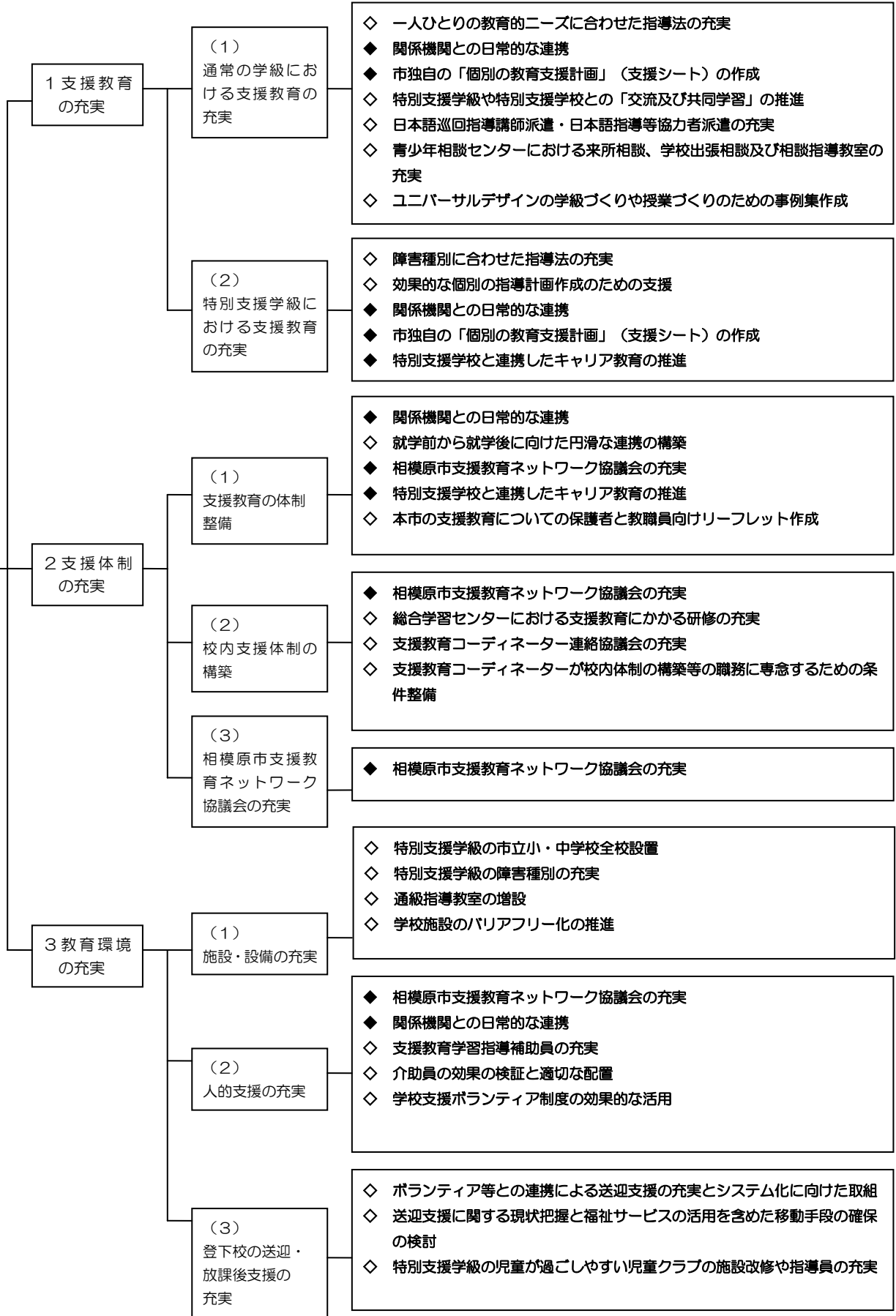
〔目標〕

〔基本方針〕

〔主な施策〕

◆複数の基本方針にまたがる施策

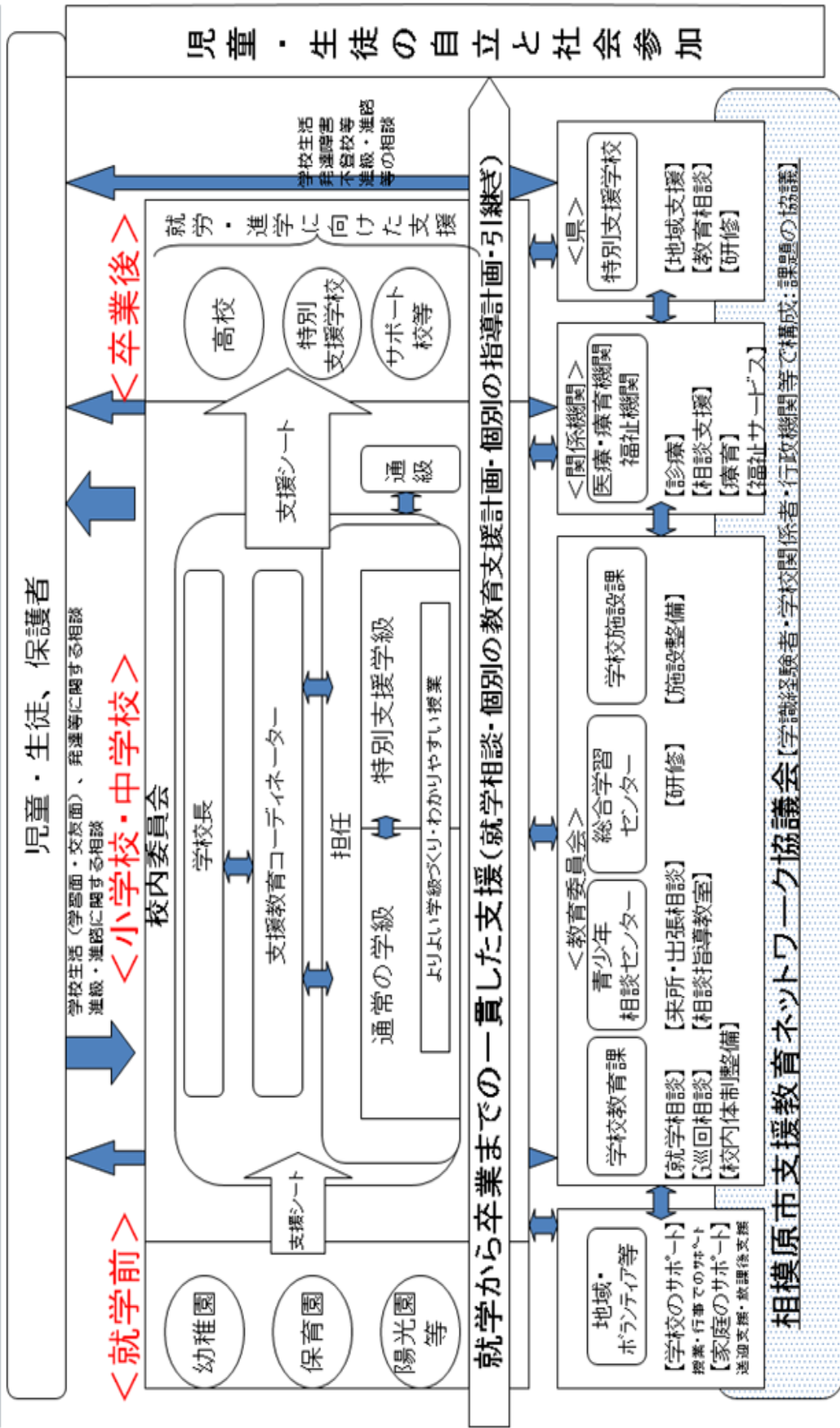
児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行います



〈関連機関〉

困っていること	具体的な対応	担当機関	関連機関
児童・生徒	学習面・対人面	通級や入級の措置、学習指導補助員等	各学校、学校教育課、青少年相談センター
	就学・進級	就学相談・支援シートの活用等	各学校、学校教育課
	不適応行動・不登校	登校への促し・相談指導教室等	各学校、学校教育課、青少年相談センター
	進学・進路	就学相談・進路相談	各学校、学校教育課、青少年相談センター
	発達の相談	発達に関する相談窓口等の紹介	各学校、学校教育課、青少年相談センター
保護者	学校生活全般 担任とのやりとり	教育相談	各学校、学校教育課、青少年相談センター
	障害の理解と対応 クラス運営・授業づくり	研修・巡回相談・支援会議	各学校、学校教育課、青少年相談センター、総合学習センター
学校内	校内支援体制 校外との連携	支援教育コーディネーターの研修・校内支援委員会	各学校、学校教育課、青少年相談センター、総合学習センター
	学校施設整備	特別支援学級の全校設置・バリアフリー	各学校、学校施設課、学校教育課
	送迎	送迎サービスの利用	各学校、学校教育課
その他	児童クラブ等放課後支援	放課後・余暇活動の支援	子ども施設課、障害福祉課
			障害福祉課、社会福祉協議会、ボランティア、事業所、陽光園、子ども家庭相談課

〈支援体制〉



Ⅲ 施策の方向と主な施策

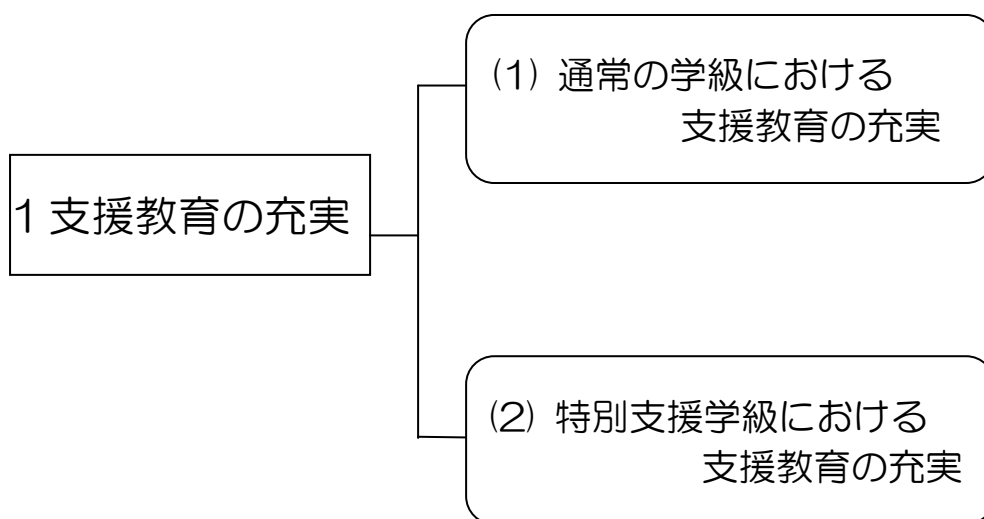
1 支援教育の充実

一人ひとりの教育的ニーズに応じた具体的な支援をするためには、児童・生徒が在籍する学級において適切な支援が提供されることが必要です。

また、各学級における支援教育の充実のためには、児童・生徒の特性を踏まえた指導、*個別の指導計画の策定、ユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくり、医療機関や療育機関との連携、*巡回相談、教職員への研修の実施等が求められています。

このため、学校では、児童・生徒の学習面や対人関係等学校生活での場面を的確に把握し、保護者や関係者との話し合いによる個別の教育支援計画をもとに、児童・生徒の特性を踏まえた指導をしていきます。さらに、「計画・実施・評価」のプロセスを通して、児童・生徒の成長に合わせた、より効果的な指導へと改善していきます。

また、個別の教育支援計画について、現在は神奈川県教育委員会が作成した「*支援シートⅠ・Ⅱ」を活用していますが、今後は、保護者や関係者にとってより使いやすく、分かりやすい書式を検討していきます。



(1) 通常の学級における支援教育の充実

現状と課題

- 学級担任は、教育活動を通して、児童・生徒の学びや育ちを支えています。しかし、子どもの教育的ニーズは様々であり、学習理解や集団適応に困難さを抱えていることがあります。
- 一人ひとりの教育的ニーズに合わせ、様々な場で支援教育の実践に努めていますが、児童・生徒の指導・支援の方法やその教育を行う場について保護者や学校は悩むことがあります。
- *支援教育指導員による学校への巡回相談は定着しつつありますが、ケースによっては、さらに専門性のある機関との連携が必要になっています。
- 「支援シート」を作成し学校と相談をしている保護者は増えていますが、継続的な指導や支援が不十分であると感じていることがあります。
- 特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒と、通常の学級の児童・生徒や生活している地域住民との交流に対するニーズが高まっています。

施策の方向

- 全ての児童・生徒に一人ひとりの教育的ニーズがあるという支援教育の視点に立ち、全ての児童・生徒が楽しくいきいきと学べる学校をめざした、ユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくりができるように研修を行います。
- 支援教育指導員や青少年相談センター、特別支援学校、陽光園など異なる専門性を有する関係機関と連携してケース会議や巡回相談を行い、児童・生徒の特性を理解した支援を行います。
- ケース会議や巡回相談における検討をもとに、国の*特別支援教室構想を踏まえた、校内支援を進めます。
- 担任は、保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、継続的な支援に努めます。
- 日本語指導が必要な外国人や海外から帰国した子どもへの支援の充実を図ります。
- 不登校に関する相談と不登校児童・生徒の人間関係づくりを行い、学校への復帰をめざします。

主な施策

- ◇ 一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導法の充実

計画訪問や教育相談等を活用した、様々な指導法の提供

◇ 関係機関との日常的な連携

児童・生徒の一貫した支援をめざした、学校教育課、青少年相談センター、児童相談所、陽光園、特別支援学校、児童クラブ、*（仮称）発達障害者支援センター、医療機関、就労機関など関係機関の日常的な連携

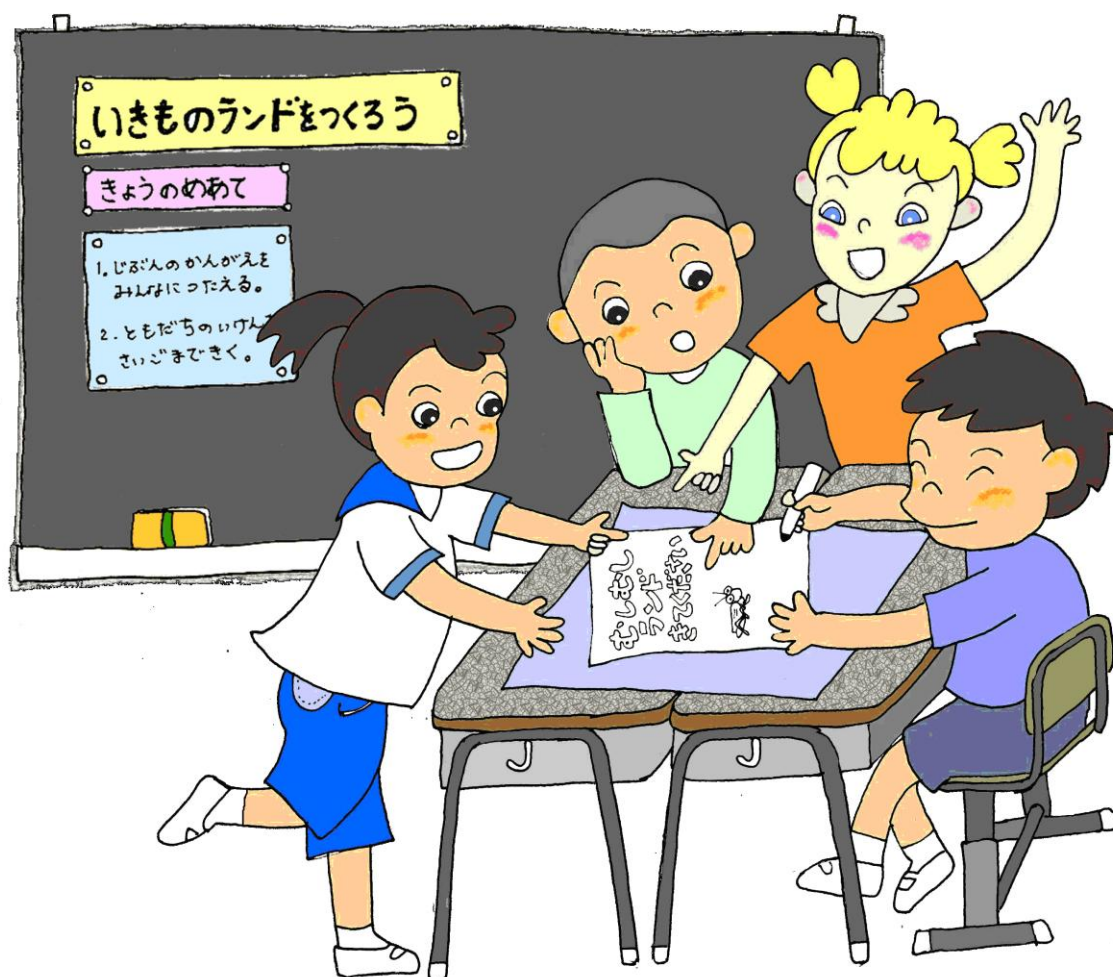
◇ 市独自の「個別の教育支援計画」（支援シート）の作成

◇ 特別支援学級や特別支援学校との「交流及び共同学習」の推進

◇ *日本語巡回指導講師派遣・*日本語指導等協力者派遣の充実

◇ 青少年相談センターにおける来所相談、学校出張相談及び*相談指導教室の充実

◇ ユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくりのための事例集作成



(2) 特別支援学級における支援教育の充実

現状と課題

- 特別支援学級在籍の児童・生徒が増加し、特別支援学級の数や担当教員が増え、学級づくりや指導に関する相談体制の充実や研修の必要性が高まっています。
- 保護者は作成した「支援シート」をもとに学校と相談をしていますが、指導や支援が積み重ねられていないと感じていることがあります。
- 専門機関で支援を受けている児童・生徒に、一人ひとりの教育的ニーズに応じた対応をするためには、必要に応じて、学校が情報を共有し、一貫した支援を行う必要があります。

施策の方向

- 様々な教育的ニーズのある特別支援学級の児童・生徒に対して、確かな観察と理解に基づいた支援・指導ができるように、特別支援学級担任が、専門性の高い研修を受けられるようにします。
- 特別支援学級担任は、保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、継続的な支援に努めます。
- 支援教育指導員や青少年相談センター、特別支援学校、陽光園など異なる専門性を有する関係機関と連携してケース会議や巡回相談を行い、児童・生徒の特性を理解した支援を行います。(再掲 基本方針1(1))
- 将来の自立や社会参加をめざした、体験活動の充実を図ります。

主な施策

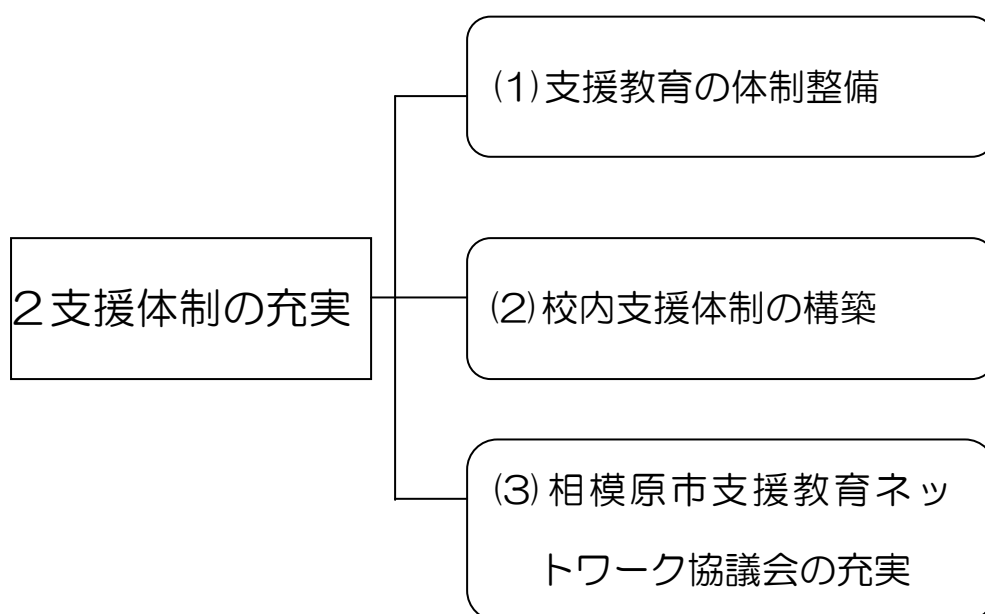
- ◇ 障害種別に合わせた指導法の充実
総合学習センター、特別支援学校や関係機関と連携した、学級の障害種別に合わせた、具体的かつ効果的な指導法についての研修の充実
- ◇ 効果的な個別の指導計画作成のための支援
研究会や計画訪問を活用した個別の指導計画の効果的な作成についての支援
- ◇ 関係機関との日常的な連携(再掲 基本方針1(1))
児童・生徒の一貫した支援をめざした、学校教育課、青少年相談センター、児童相談所、陽光園、特別支援学校、児童クラブ、(仮称)発達障害者支援センター、医療機関、就労機関など関係機関の日常的な連携
- ◇ 市独自の「個別の教育支援計画」(支援シート)の作成(再掲 基本方針1(1))
- ◇ 特別支援学校と連携した*キャリア教育の推進

2 支援体制の充実

支援教育を推進していく上では、教育的ニーズのある児童・生徒が将来の自立と社会参加に向けて共に学び、成長していけるよう、小学校への就学から中学校卒業まで一貫した支援を受けることができるような体制を整えていくことが重要です。

具体的には、就学相談や就学指導委員会の内容、幼稚園や保育所等の指導要録、保護者からの支援シートを踏まえた支援方法や教育方針の策定、児童・生徒の発達や特性の理解、さらに、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制による支援、卒業後の進路に向けた支援等が必要です。本市には、数多くの教育・医療・福祉機関があることから、学校がこれらの機関と日常的に連携し、一貫した支援体制を構築することが望まれます。

また、教育委員会では、平成19年度に「相模原市支援教育ネットワーク協議会」を設置し、児童・生徒への望ましい教育的対応について、協議を進めています。引き続き、教育的ニーズのある児童・生徒が共に学び、成長していけるよう、当該協議会を活用し、支援教育の充実を図ります。



(1) 支援教育の体制整備

現状と課題

- 保護者は就学相談の内容を学校生活に生かしてほしいと考えています。
- 教育委員会では就学相談の内容を学校につなげています。各学校においては、つなげた内容のより効果的な活用が望まれます。
- 学校では、就学前から就学時、小学校から中学校へという成長の節目の時に一貫した支援ができるよう引き継ぎを行っていますが、その後の支援に十分に生かされていないことがあります。
- 支援が必要な児童・生徒については、医療機関・福祉機関等との連携による支援が必要な場合もあり、校外外でのネットワークの体制整備が必要です。
- 教育的ニーズがある生徒やその保護者は、中学校卒業後の進路や社会的自立に向けて不安を感じていることがあります。

施策の方向

- 就学前の機関と連携を図り、支援体制の充実を図ります。
- 就学相談や就学指導委員会の内容を就学先での生活に生かせるよう小・中学校と連携を図るとともに、進級や進学の際に、これまでの支援の経過を担任間で引き継ぐことができるような仕組みを整備します。
- 教育・医療・福祉・就労等の関係機関による横断的な取組をめざし、就学前・就学中・卒業後の体制整備を図ります。
- 特別支援学校や関係機関と連携を図り、中学校卒業後につながる支援体制の充実を図ります。

主な施策

- ◇ **関係機関との日常的な連携**（再掲 基本方針1（1））
児童・生徒の一貫した支援をめざした、学校教育課、青少年相談センター、児童相談所、陽光園、特別支援学校、児童クラブ、（仮称）発達障害者支援センター、医療機関、就労機関等関係機関の日常的な連携
- ◇ **就学前から就学後に向けた円滑な連携の構築**
幼・保・小連携推進研究協議会等による幼稚園・保育園・小学校の連携の在り方についての検討
- ◇ **相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実**
就学指導委員会に相談した内容を、学校での支援に、より効果的に生かすことができるような仕組みの検討
- ◇ **特別支援学校と連携したキャリア教育の推進**（再掲 基本方針1（2））
- ◇ **本市の支援教育についての保護者と教職員向けリーフレット作成**

(2) 校内支援体制の構築

現状と課題

- 教育委員会では、総合学習センターを中心として支援教育に関わる研修を実施しています。それらの研修を通して、今後はさらに、全教員が支援教育の視点に基づいた学級づくりや授業づくりに取り組むことが望まれます。
- 学校は、児童・生徒の健やかな成長のために関係機関と連携を図っています。今後は、支援教育に関わる様々な課題に対して適切な関係機関を選択することやその活用について、より一層の周知が望まれます。
- 全校に配置されている支援教育コーディネーターは、各学校における校内支援に工夫して取り組んでいますが、その取組には差があります。

施策の方向

- 全ての児童・生徒に一人ひとりの教育的ニーズがあるという支援教育の視点に立ち、全ての児童・生徒が楽しくいきいきと学べる学校をめざした、ユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくりができるように研修を行います。(再掲 基本方針1(1))
- 関係機関と連携し、学校教職員をサポートできる体制づくりを行います。
- 支援教育コーディネーターが各学校で十分に機能を発揮し、様々な課題についてチームで支援ができるような学校づくりを進めます。

主な施策

- ◇ **相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実**
関係機関と連携した具体的かつ効果的な支援教育にかかる研修の内容と実施方法の検討
- ◇ **総合学習センターにおける支援教育にかかる研修の充実**
校内の人材育成をめざした教職員研修の充実
- ◇ **支援教育コーディネーター連絡協議会の充実**
支援教育コーディネーターをフォローアップするための研修と情報交換の場の充実
- ◇ **支援教育コーディネーターが校内支援体制の構築等の職務に専念するための条件整備**

(3) 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実

現状と課題

- 「相模原市支援教育ネットワーク協議会」は、医師、学識経験者、専門機関等で構成され、相互の機能や役割を知るとともに、ネットワークづくりを進めています。
- 「相模原市支援教育ネットワーク協議会」では、専門的な見地から支援教育における課題を整理し、その中で優先して取り組むべき課題についての検討を行うとともに、就学前後の支援や教職員の研修の在り方等について協議を行っています。

施策の方向

- 専門性を有する関係機関により、医療等の関係機関との連携、校内体制、就学相談、巡回相談、教職員の研修等の在り方について協議を進め、保護者、学校関係者、関係機関等に具体的な対応方法を提示していきます。

主な施策

- ◇ 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実
 - 医療等の関係機関との具体的な連携の在り方についての協議
 - 学校への具体的な支援の在り方についての協議
 - 作業部会を活用した具体策の検討
 - 今後の本プランの進捗状況の進行管理



3 教育環境の充実

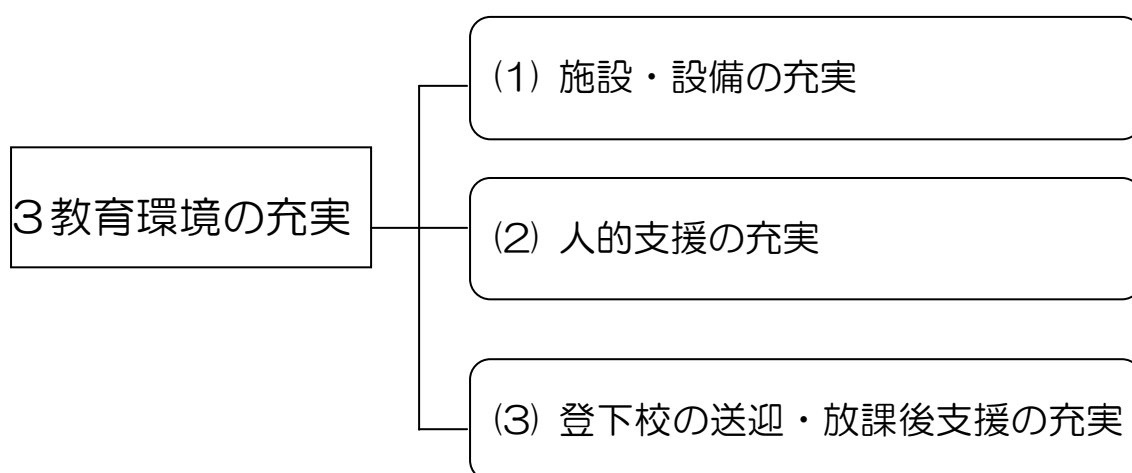
児童・生徒が、学びやすく、生活しやすい教育環境の整備は支援教育の実践に当たって重要な柱の一つです。

本市では、推進プランに基づいて特別支援学級や通級指導教室を設置し、支援が必要な児童・生徒が地域の学校で学ぶことができる施設の整備を進めているところです。しかし、通級指導教室が設置されている学校が在籍校から遠い場所にあるなどの課題も残っています。

人的支援については、通常の学級には支援を必要としている児童・生徒への指導を補助する支援教育学習指導補助員や主に生活介助をしている介助員が配置されており、多様化する教育的ニーズに対して一定の成果を挙げているところですが、より一層の質の向上が求められています。

このため、肢体不自由、難聴、弱視等、支援を必要とする児童・生徒の特性に合わせた生活しやすい教育環境の整備や校内支援に携わる様々な立場の人たちへの指導や研修を教職員が行い、学校関係者が一体となった具体的な校内支援が必要です。

さらに、特別支援学級に在籍している児童・生徒の放課後や長期休暇における余暇支援、通学に困難のある児童・生徒に対する支援については、学校内の設備の活用や福祉サービスの利用を図るなど、地域や関係機関との連携のもとで生活しやすい環境を整備していく必要があります。



(1) 施設・設備の充実

現状と課題

- 各小・中学校において、特別支援学級の設置は着実に進んでいますが、設置されている学級の種別によっては、学区外の学校に通わなければならない児童・生徒がいます。
- 通級指導教室に通う児童・生徒は増加していますが、市内に自閉症・情緒障害通級指導教室が小・中学校に1校ずつしかないために、自校からの距離が遠く、通級をあきらめなければならない場合があります。
- 肢体不自由等のある児童・生徒の特性に合わせた学校環境の整備が望まれています。

施策の方向

- 「地域の子どもは地域で育てる」という考えに基づき、特別支援学級の全校設置を進めるとともに、設置学級の障害種別の充実をめざします。
- 教育的ニーズに合わせた通級指導教室の充実を図ります。
- 一人ひとりの教育的ニーズに合わせ、学校施設のバリアフリー化に向けて取り組みます。

主な施策

- ◇ 特別支援学級の市立小・中学校全校設置
- ◇ 特別支援学級の障害種別の充実
- ◇ 通級指導教室の増設
自閉症・情緒障害通級指導教室をはじめとする、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた通級指導教室の増設
- ◇ 学校施設のバリアフリー化の推進
学校からの施設要望に基づいたバリアフリー化の推進

(2) 人的支援の充実

現状と課題

- 特別支援教育の浸透により、通常の学級における一人ひとりの教育的ニーズが高まり、保護者から、学校生活への適応を支える細やかな対応が望まれています。
- 小学校で支援教育学習指導補助員による指導を受けた児童やその保護者は、中学校に入学しても引き続き、指導を希望する場合があります。
- インクルージョンの理念の浸透により、生活介助が必要な児童・生徒が特別支援学級で学ぶ場面が増えてきていることから、保護者から、きめ細かい介助が望まれています。

施策の方向

- 校内支援体制の整備と教員の指導力向上を図ります。
- 支援教育学習指導補助員の増員をめざします。
- 地域や保護者とともに、児童・生徒を支える学校づくりをめざします。

主な施策

- ◇ 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実（再掲 基本方針2（2））
関係機関と連携した具体的かつ効果的な支援教育にかかる研修の内容と実施方法の検討
- ◇ 関係機関との日常的な連携（再掲 基本方針1（1））
児童・生徒の一貫した支援をめざした、学校教育課、青少年相談センター、児童相談所、陽光園、特別支援学校、児童クラブ、（仮称）発達障害者支援センター、医療機関、就労機関など関係機関の日常的な連携
- ◇ 支援教育学習指導補助員の充実
年度当初の配置等
- ◇ 介助員の効果の検証と適切な配置
- ◇ *学校支援ボランティア制度の効果的な活用

(3) 登下校の送迎・放課後支援の充実

現状と課題

- 自らの力では通学が困難な児童・生徒の送迎は、基本的に保護者が行いますが、保護者の事情等で送迎できない事態になる場合があります。
- 特別支援学級の児童・生徒が放課後に地域で活動したり、趣味を持ったりするなど、余暇を過ごす場の確保が難しい状況にあります。

施策の方向

- 福祉事業と連携し、登下校の送迎支援のシステムを、保護者が利用しやすい形に整備します。
- 福祉事業や特別支援学校と連携し、放課後支援の場を、児童・生徒が利用しやすい形に整備します。

主な施策

- ◇ ボランティア等との連携による送迎支援の充実とシステム化に向けた取組
- ◇ 送迎支援に関する現状把握と福祉サービスの活用を含めた移動手段の確保の検討
- ◇ 特別支援学級の児童が過ごしやすい児童クラブの施設改修や指導員の充実



4 新・相模原市支援教育推進プラン前期計画進行表

◆複数の基本方針にまたがる施策 検討・準備 --▶ 推進 →

主な施策	H23	H24	H25
<p>1-(1) 通常の学級における支援教育の充実</p> <p>◇ 一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導法の充実</p> <p>◆ 関係機関との日常的な連携</p> <p>◆ 市独自の「個別の教育支援計画」(支援シート)の作成</p> <p>◇ 特別支援学級や特別支援学校との「交流及び共同学習」の推進</p> <p>◇ 日本語巡回指導講師派遣・日本語指導等協力者派遣の充実</p> <p>◇ 青少年相談センターにおける来所相談、学校出張相談及び相談指導教室の充実</p> <p>◇ ユニバーサルデザインの学級づくりや授業づくりのための事例集作成</p>	<p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>検討・準備</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>検討・準備 --▶</p>	<p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>配布・周知 →</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>1-(2) 特別支援学級における支援教育の充実</p> <p>◇ 障害種別に合わせた指導法の充実</p> <p>◇ 効果的な個別の指導計画作成のための支援</p> <p>◆ 関係機関との日常的な連携</p> <p>◆ 市独自の「個別の教育支援計画」(支援シート)の作成</p> <p>◆ 特別支援学校と連携したキャリア教育の推進</p>	<p>検討・準備 --▶</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>検討・準備</p> <p>推進 →</p>	<p>推進 →</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>2-(1) 支援教育の体制整備</p> <p>◆ 関係機関との日常的な連携</p> <p>◇ 就学前から就学後に向けた円滑な連携の構築</p> <p>◆ 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実</p> <p>◆ 特別支援学校と連携したキャリア教育の推進</p> <p>◇ 本市の支援教育についての保護者と教職員向けリーフレット作成</p>	<p>推進 →</p> <p>検討・準備 --▶</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>検討・準備 --▶</p>	<p>→</p> <p>推進 →</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>推進 →</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

主な施策	H23	H24	H25
<p>2-(2) 校内支援体制の構築</p> <p>◆ 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実</p> <p>◇ 総合学習センターにおける支援教育にかかる研修の充実</p> <p>◇ 支援教育コーディネーター連絡協議会の充実</p> <p>◇ 支援教育コーディネーターが校内支援体制の構築等の職務に専念するための条件整備</p>	<p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>検討・準備</p> <p>検討・準備</p>	<p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>2-(3) 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実</p> <p>◆ 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実</p>	<p>推進 →</p>		<p>→</p>
<p>3-(1) 施設・設備の充実</p> <p>◇ 特別支援学級の市立小・中学校全校設置</p> <p>◇ 特別支援学級の障害種別の充実</p> <p>◇ 通級指導教室の増設</p> <p>◇ 学校施設のバリアフリー化の推進</p>	<p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>検討・準備</p> <p>推進 →</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>3-(2) 人的支援の充実</p> <p>◆ 相模原市支援教育ネットワーク協議会の充実</p> <p>◆ 関係機関との日常的な連携</p> <p>◇ 支援教育学習指導補助員の充実</p> <p>◇ 介助員の効果の検証と適切な配置</p> <p>◇ 学校支援ボランティア制度の効果的な活用</p>	<p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p> <p>推進 →</p>		<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>
<p>3-(3) 登下校の送迎・放課後支援の充実</p> <p>◇ ボランティア等との連携による送迎支援の充実とシステム化に向けた取組</p> <p>◇ 送迎支援に関する現状把握と福祉サービスの活用を含めた移手段の確保の検討</p> <p>◇ 特別支援学級の児童が過ごしやすい児童クラブの施設改修や指導員の充実</p>	<p>検討・準備</p> <p>検討・準備</p> <p>推進 →</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

IV 資料

1 支援シート I、II

支援シート I これまでの支援 これからの支援

ふりがな 氏名	所属機関	記入日	相談メンバー
	↓		

	項目	内容
これまでの取組	所属機関	
	家庭生活	
	余暇・地域生活	
	健康・安全相談	

これまでの取組の評価		
------------	--	--

これからの計画	これからの方針	
	所属機関	
	家庭生活	
	余暇・地域生活	
	健康・安全相談	

必要に応じて、項目や枠の大きさを編集して使用してください。

支援シートⅡ 支援の内容と役割分担

ふりがな 氏名		所属機関	(学年)
記入日		相談メンバー	
見直し日		相談メンバー	

記入者には○印をつける

課題 または ニーズ	
------------------	--

項目	機関	担当者	支援の内容	見直し 予定日	見直し 評価
所属 機関					
家庭 生活					
余暇 ・ 地域 生活					
健康 ・ 安全 ・ 相談					

必要に応じて、項目や枠の大きさを編集して使用してください。

個別の指導計画（中学校）

平成 年度

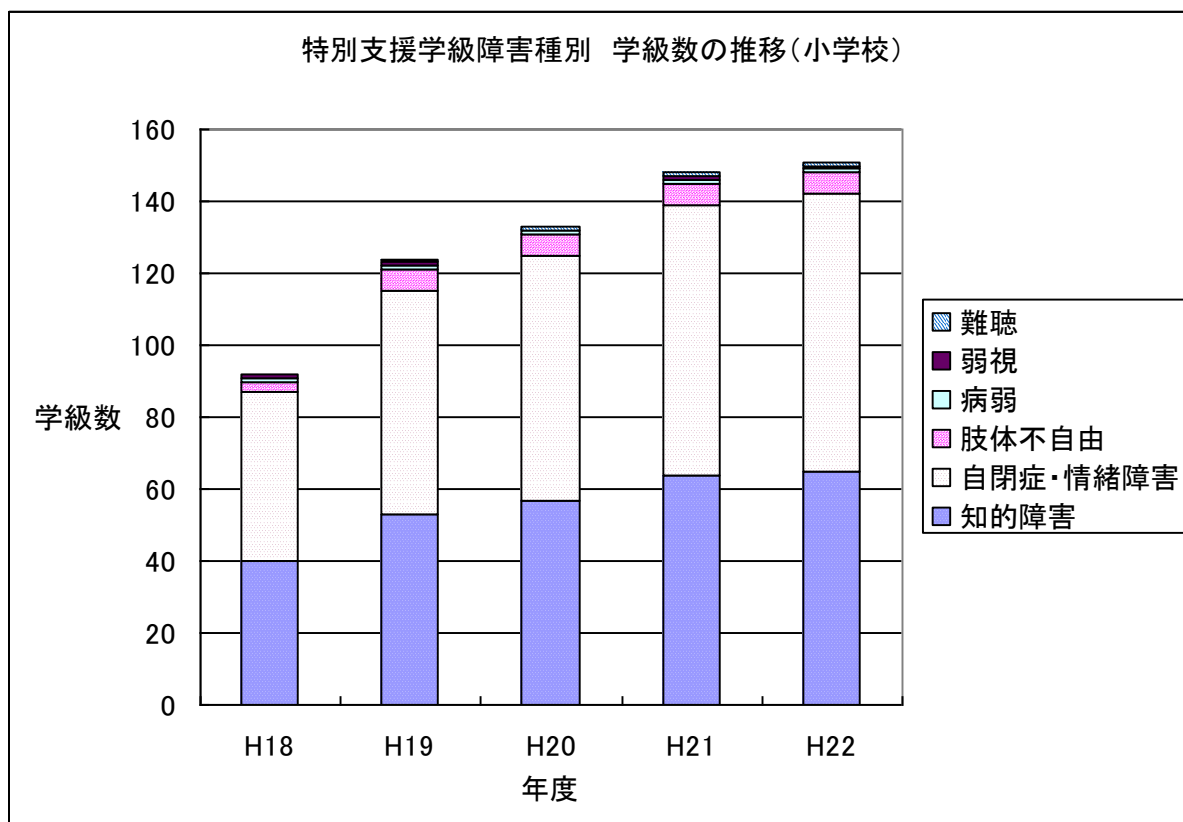
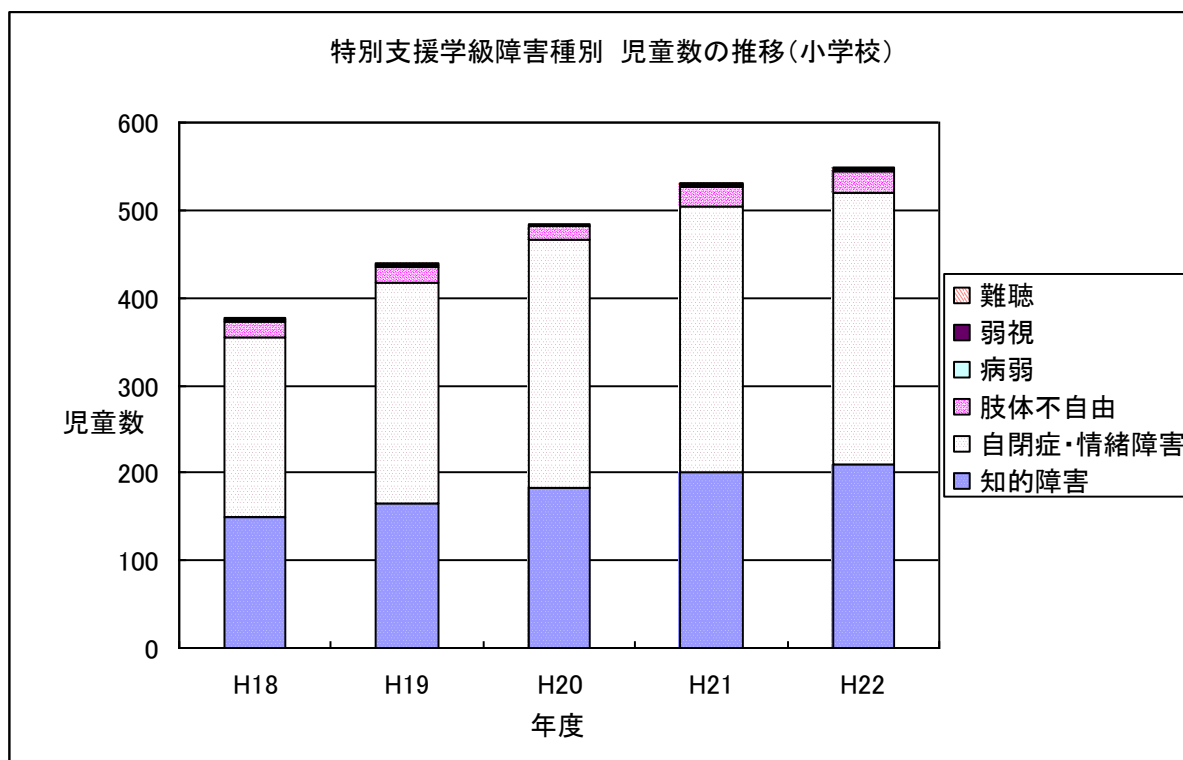
記入年月日

記入者名

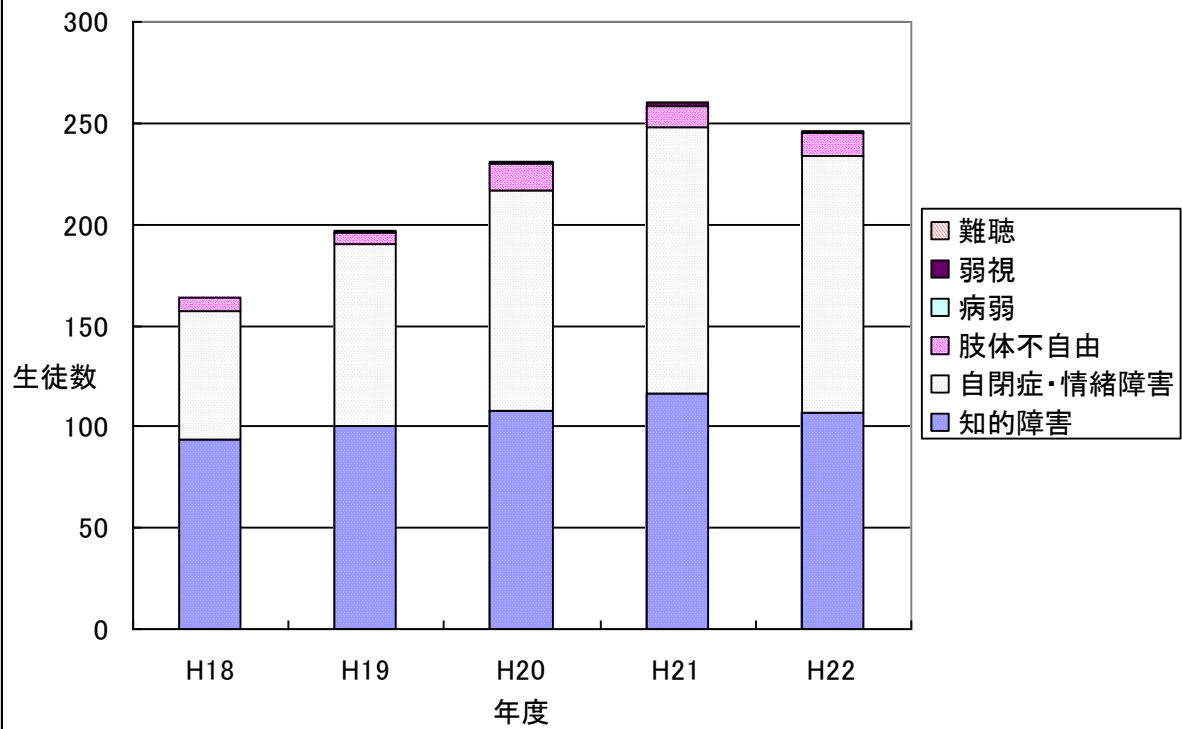
種別（ ）生徒氏名（ ）性別（ ）（ ）学年（ ）組 生年月日（ ）（ 生）				
家族構成 障害の程度 生育歴 療育歴				
関係機関 関係機関からの報告等				
	学習面	生活面	交流面	
生徒の実態				
保護者の願い				
長期目標				
指導プログラム（1学期・前期）				
教科・領域等	短期目標	指導内容	具体的な指導方法	評価
国語				
社会				
数学				
理科				
音楽				
美術				
保健体育				
技術・家庭				
外国語				
道徳				
総合的な学習の時間				
特別活動				
その他				

必要に応じて、項目や枠の大きさを編集して使用してください。

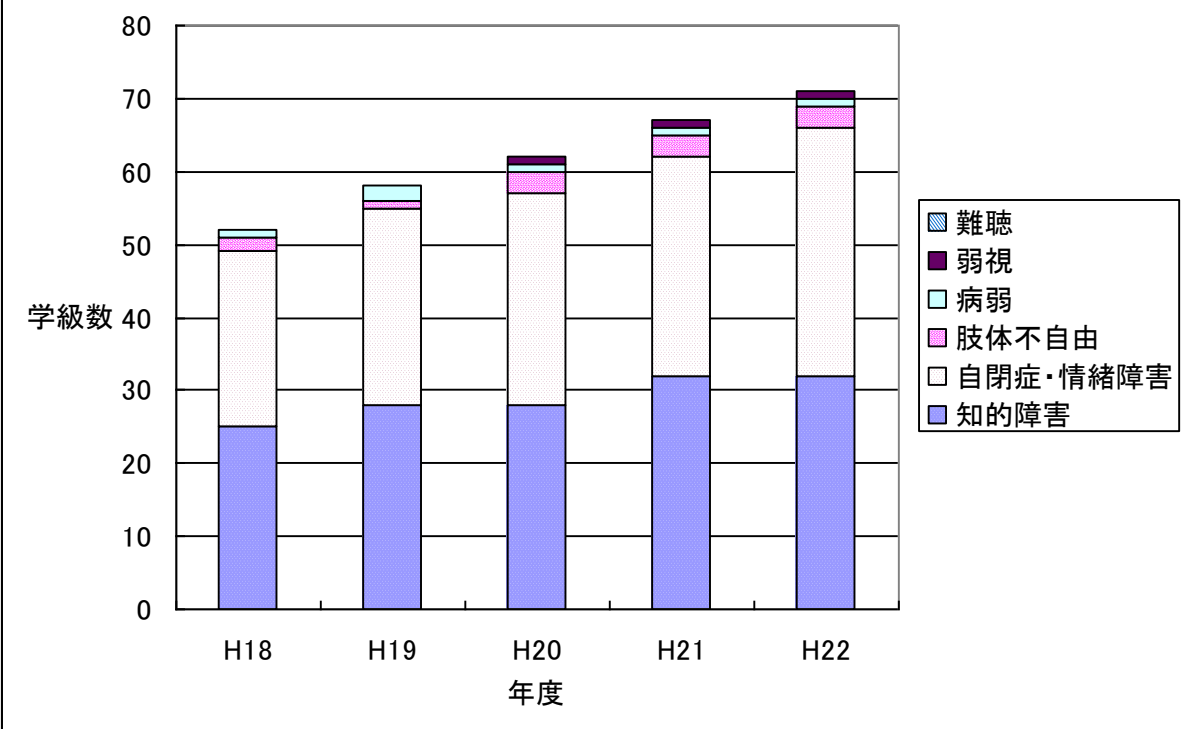
3 データ



特別支援学級障害種別 生徒数の推移(中学校)



特別支援学級障害種別 学級数の推移(中学校)



特別支援学級設置校一覧(H22. 5. 1現在)

○:開級 △:閉級

番号	学校名	知的	情緒	肢体	院内 病弱	弱視 難聴	番号	学校名	知的	情緒	肢体	院内 病弱	弱視 難聴
1	新磯小学校	○	○				58	川尻小学校	○	○			○
2	麻溝小学校	○	○				59	湘南小学校	△	△	○		
3	田名小学校	○	○				60	広陵小学校	△	○			
4	上溝小学校	○	○				61	広田小学校	○	○			
5	星が丘小学校	○	○				62	中野小学校	○	○			
6	大沢小学校	○	○				63	根小屋小学校	○	○			
7	旭小学校	○	○				64	串川小学校	○	○			
8	向陽小学校	○	○				65	津久井中央小学校	○	○			
9	相原小学校	○	○				66	鳥屋小学校	○	○			
10	大野小学校	○	○				67	青野原小学校	△	△			
11	淵野辺小学校	○	○				68	青根小学校	△	△			
12	南大野小学校	○	○			○	69	桂北小学校	○	○			
13	谷口台小学校	○	○				70	千木良小学校	△	○			
14	中央小学校	○	○				71	内郷小学校	○	○			
15	清新小学校	○	○				72	藤野北小学校	○	○			
16	相模台小学校	○	○				75	藤野小学校	○	○	○		
17	東林小学校	○	○				76	藤野南小学校	○	○			
18	相武台小学校	○	○										
19	光が丘小学校	○	○	○	△		501	相陽中学校	○	○			
20	大沼小学校	○	○				502	上溝中学校	○	○			
21	共和小学校	○	○				503	田名中学校	○	○			
22	桜台小学校	○	○				504	大沢中学校	○	○			
23	上鶴間小学校	○	○				505	旭中学校	○	○			
24	横山小学校	○	○				506	大野北中学校	○	○			
25	鶴の台小学校	○	○				507	大野南中学校	○	○			
26	鹿島台小学校	○	○				508	相模台中学校	○	○			
27	緑台小学校	○	○				509	清新中学校	○	○			
28	橋本小学校	○	○				510	上鶴間中学校	○	○			○
29	大野台小学校	○	○				511	麻溝台中学校	○	○		△	
30	並木小学校	○	○				512	共和中学校	○	○			
31	作の口小学校	○	○				513	緑が丘中学校			○		
32	大野北小学校	○	○				514	大野台中学校	○	○			
33	鶴園小学校						515	相武台中学校	○	○			
34	くぬぎ台小学校	△	○				516	谷口中学校					
35	双葉小学校			○			517	中央中学校	○	○			
37	陽光台小学校	○	○				518	新町中学校	○	○			
38	若草小学校	○	○				519	弥栄中学校	○	○			
39	上溝南小学校	○	○				520	相原中学校	○	○			
40	大島小学校	○	○				521	上溝南中学校					
41	二本松小学校	○	○				522	小山中学校	○	○			
42	田名北小学校	○	○				523	若草中学校					
43	弥栄小学校	○	○				524	由野台中学校	○				
44	青葉小学校	○	○				525	内出中学校	○				
45	大野台中央小学校	○	○				526	鶴野森中学校					
46	宮上小学校	○	○				527	東林中学校	○	○			
47	九沢小学校	○	○				528	相模丘中学校	○	○	○		
48	谷口小学校	○	○				529	中沢中学校	○	○	○		
50	淵野辺東小学校	△	○				530	中野中学校	○	○			
51	若松小学校	○	○				531	串川中学校	○	○			
52	新宿小学校	○	○				532	鳥屋中学校	△	△			
53	当麻田小学校	○	○				533	青野原中学校	○	○			
54	もえぎ台小学校	○	○				534	青根中学校	○	△			
55	夢の丘小学校	○	○				535	北相中学校	○	○			
56	富士見小学校	○	○				536	内郷中学校	△	○			
57	小山小学校			○			537	藤野中学校	○	○			

4 用語解説（50音順）

（あ行）

■インクルーシブ教育システム

同じ場で、共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で、教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み

■インクルージョン

統合（インテグレーション）に代わって唱えられるようになった障害のある人たちへの社会的対応の新しい概念で、教育の分野では「統合教育」に代わって「インクルージョン教育」と呼ばれる。インクルージョンは、一人ひとりがユニークな存在で違っていることがすばらしいことであるという基本的理念にもとづき、差別・分別することなく、全ての人を包含（インクルージョン）して地域の中や通常の小・中学校の中で一人ひとりのユニークさに対応できるように社会・学校の変革をめざす考え方である。

（か行）

■介助員

小・中学校に在籍する支援の必要な児童・生徒の日常生活、身辺自立等の補助・介助を行う市の職員

■（仮称）発達障害者支援センター

発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害のある人に関する専門的な相談、助言、普及啓発、関係機関との調整などを行う機関

■学校支援ボランティア制度

地域の人や保護者等がボランティアとして学校教育を支援する制度

■キャリア教育

自分の生き方を主体的に考え、社会に出て行くために必要な能力や態度を育てる教育

■教育的ニーズ

学校生活や学習における困難さを解決するために特別な手だてを必要とする状況

■ケース会議

子どもに関わる大人たちがチームとして協力し、問題の解決を図る、情報共有と支援のための会議

■校内委員会

教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の意向を聞き、関係機関との連携のもと、学校全体で、より適切な指導・支援をするための組織

■個別の教育支援計画

児童・生徒の一人ひとりのニーズを的確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的として策定されるもの

■個別の指導計画

児童・生徒一人ひとりの障害の状況等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に指導目標や指導内容・方法等を定めたもの

（さ行）

■相模原市教育振興計画

「さがみはら教育」のさらなる充実と発展に向けて、本市教育行政の基本理念を明らかにし、学校教育や生涯学習・社会教育等の教育全般に関する基本目標と基本方針を定めた任意計画

■相模原市支援教育ネットワーク協議会

支援を必要とする児童・生徒への望ましい教育的対応や関係機関相互の連携・強化の在り方について協議を行う、医療・福祉・教育機関の関係者から構成される協議会

■相模原市障害者福祉計画

障害者基本法に基づき、障害のある人もない人も、ともに生きる社会づくりのための、基本的な施策の方向や具体的な取組を定めた法定計画

■さがみはら未来をひらく学びプラン

魅力ある学校づくりのため、夢や希望を持ちながら、未来の相模原を創り出す意欲や力である「未来を開く学力」の向上を支援する学校教育の在り方や施策の方向性を定めた任意計画

■支援教育

障害の有無に関わらず、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していくことを根幹にすえた教育

■支援教育学習指導補助員

小・中学校の通常の学級において、発達障害等により学校生活になじめない児童及び生徒に対して指導を行う市の職員

■支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の相談窓口として、校内における支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

■支援教育指導員

小・中学校における支援教育の校内体制や支援の充実を図ることを目的とし、巡回相談を行う市の職員

■支援シートⅠ

「これまでの取組」の評価を本人・保護者と担当・担任等が相談して記入し、次の進路先に保護者が伝え、進路先で「これからの取組」を相談し、指導や支援に生かすための連携ツール

■支援シートⅡ

学校だけでは解決できない支援の在り方について、地域の機関や個人と会議を行う際に、児童・生徒の課題やニーズ、支援の内容、役割分担等を記入する連携ツール

■就学指導委員会

適切な就学指導のために、障害の種類、程度等に応じて教育学、医学、心理学等の観点から総合的な判断を行う調査・審議機関

■就学相談

教育的配慮を必要とする児童の適切な教育の場や教育対応について、保護者、学校、教育委員会、関係機関等で行う話し合い

■巡回相談

支援教育指導員、特別支援学校の地域支援担当者、心理学の専門家等が、各学校を巡回して教員等に支援教育に関わる指導内容や方法について指導や助言を行うこと

■障害者権利条約

2006年国連総会において採択された障害のある人の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成22年9月現在の批准国は94カ国であるが、日本は批准していない。

■障がい者制度改革推進会議

国連の障害者権利条約の批准に向け設置された「障がい者制度改革推進本部」の下部組織として、内閣府に発足した会議

■新・相模原市総合計画

将来の相模原市をどのようなまちにしていくのかを示す「まちづくりの指針」となるもので、市政全般の政策・施策・事業の方向性を定めた計画

■相談指導教室

不登校や登校しぶりで学校に通うことのできない児童・生徒が、学校への再登校をめざして、学習や体験を行う施設

(た行)

■通級指導教室

小・中学校において、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を受ける場

◇「きこえとことばの教室」

通級指導教室の内、言語や聞こえに課題がある児童が指導を受ける場（市で定めた名称）

◇「サポートルーム」

通級指導教室の内、情緒に課題がある児童・生徒が指導を受ける場（市で定めた名称）

■特別支援学級

学校教育法第81条の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級

■特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの

■特別支援教室

教育的ニーズのある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別の場で適切な指導及び必要な支援を受けることができるシステム

(な行)

■日本語指導等協力者

日本語が理解できないために学校生活や学習に支障をきたしている児童・生徒・保護者に対し、母語による個別指導やカウンセリングを行う協力者

■日本語巡回指導講師

日本語が理解できないために学校生活や学習に支障をきたしている児童・生徒に対し、日本語の個別指導を行う市の職員

(は行)

■発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害

(や行)

■ユニバーサルデザインの視点に立った学級づくり・授業づくり

特別支援教育で培ってきた配慮や支援を通常の学級で生かし、全ての子どもにとってわかりやすい教育環境や授業をつくること



改定委員会委員・作業部会委員名簿

改定委員会委員	所属等
細田のぞみ	相模原療育園医師
滝坂 信一	東京農業大学教授
細谷 繁利	相模原市小中学校PTA連絡協議会副会長
坂本 司	相模原養護学校長
大里 朝彦	田名小学校長
仲里 真	青野原中学校長
野崎 伸一郎	相模台中学校教諭
隅河内 司	福祉部障害福祉課長
粕谷 哲司	こども育成部こども施設課長
細谷 浩	こども育成部陽光園所長
柿沢 正史	教育局教育総務室長（～H22.8.19）
林 孝	教育局教育総務室長（H22.8.27～）
鈴木 康仁	教育局総合学習センター所長
岡崎 扶佐子	教育環境部学務課長
井上 喜一	教育環境部学校施設課長
山口 則夫	学校教育部青少年相談センター所長
土肥 正高	学校教育部学校教育課長

作業部会委員	所属等
戸田 淑子	桜台小学校教諭
花田 勝雄	大野南中学校教諭
中島 孝治	福祉部障害福祉課（～H22.9.30）
峰尾 岳史	福祉部障害福祉課（H22.10.1～）
田加井 英希	こども育成部こども施設課
渡辺 智興	こども育成部陽光園
保延 理恵	教育局総合学習センター
杉本 恵司	教育環境部学校施設課
沢辺 雅子	学校教育部青少年相談センター



新・相模原市支援教育推進プラン

一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実をめざして

相模原市教育委員会教育局学校教育課

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

電話 042-769-8284

FAX 042-758-9036

Email edu-sien@city.sagamihara.kanagawa.jp